

広島県教育委員会告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定によって、次のとおり博物館登録原簿に登録した。

平成三十一年二月十二日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

設置者の名称及び住所	広島県 広島市中区基町一〇番五二号
博物館の名称	頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）
博物館の所在地	広島市中区袋町五番一五号
登録年月日	平成三十一年一月三十一日
登録番号	第三一号